

## 筑西市手話言語条例

手話は、手指、体の動き、顔の表情などを使って表現する、美しく、力強い視覚的言語であることを、わたしたちは知っています。

かつて、口の形から言葉を読み取る口話法等が主流であったがために手話を使用することが禁止されていた時代にあっても、なお、手話が発展し続けてきたのは、手話がろう者の『いのち』であったからでしょう。ろう者は、お互いの気持ちを、考えを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできました。

こうした中で、手話は言語であることを明記した「障害者の権利に関する条約」が平成18年に国際連合総会において採択され、同条約は、平成26年に日本について発効しました。日本国内においても、平成23年に「障害者基本法」が改正されて手話を言語としたことに続き、平成28年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」によって、障害のある人たちに對する差別が解消されるとともにその人権が守られ、より一層、社会参加の推進が期待されている状況にあります。

わたしたち筑西市は、ろう者の歩んだ歴史やその文化に向き合い、手話が言語であることの認識に基づき、手話への理解を深め、全ての市民の人権が守られ、地域で支え合い、お互いの個性と人格を尊重し合って共に生きる社会を実現するため、この条例を制定するものです。

### (目的)

第1条 この条例は、手話が全ての市民にとって大切な言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話の使いやすい環境の整備（以下「手話が身近なまちづくり」という。）を推進するため、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者等の役割を明らかにし、全ての市民が心豊かに共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、「市民」とは、本市の区域内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は本市の区域内において事業所その他活動の拠点を置く事業者若しくは活動する団体（以下「事業者等」という。）をいう。

### (基本理念)

第3条 本市における手話が身近なまちづくりは、全ての市民が、相互に人格及び個性を尊重し合

いながら心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指し、手話を使用する者の意思疎通を行う権利を尊重することを基本理念として推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、手話が身近なまちづくりを推進するために必要な施策（以下「施策」という。）を実施するものとする。

(施策の実施等)

第5条 市が実施する施策は、次に掲げるものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること。
  - (2) 手話による情報の提供、意思疎通に係る支援その他手話を使用する者による情報の取得に関すること。
  - (3) 手話通訳者の確保及び手話通訳に係る環境の整備に関すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか市長が手話が身近なまちづくりの推進のために必要と認めること。
- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、手話を使用する者その他関係各機関に意見を求め、障害者の福祉に関する計画等との調和に努めるものとする。

(手話を学ぶ機会の確保)

第6条 市は、手話を使用する者、教育機関その他関係各機関と連携し、市民が手話を学ぶことができる機会の確保に努めるものとする。

2 前項の場合において、市は、学校教育における手話への理解及び手話の普及を図るため、学校において、児童、生徒及び教職員に対する手話を学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

(災害時の対応)

第7条 市は、災害時において、手話を使用する者が必要な情報を迅速かつ確実に得ることができるよう情報の提供並びに情報の取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講じるものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第9条 市民は、地域社会で共に暮らす一員として、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の役割等)

第10条 事業者等は、手話が身近なまちづくり及び基本理念に対する理解を深め、手話を使用する者が利用しやすい手話に関するサービスを提供し、及び手話を使用する者が働きやすい環境を

整備するよう努めるものとする。

2 市は、職場において手話を使用しやすい環境を整備するため、事業者等が行う取組に対し、必要な支援を講じるものとする。

(医療機関の役割)

第11条 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設の開設者及び管理者は、当該医療提供施設の提供する医療において手話を使用しやすい環境を整備し、手話を使用する者に対して正確かつ適切な情報を提供するよう努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。